

一般財団法人さいたま住宅検査センターフラット35等適合証明業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人さいたま住宅検査センターフラット35等適合証明業務規程」（以下「業務規程」という。）に基づき、一般財団法人さいたま住宅検査センター（以下「センター」という。）が実施する適合証明業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(申請手数料)

第2条 業務規程第21条第2項に規定する申請手数料の額は、一件につき別表1、別表2及び別表3のとおりとする。

2 別表4(イ)欄に掲げる地域に現場検査のために適合証明業務実施者が出張する場合は、前項の申請手数料に同表(ロ)欄に掲げる額を加算する。ただし、同一申請者による複数の検査対象物件又は同一物件で他業務の検査の申請がある場合で、現場検査が同時に実施できるなど、センターが効率的に検査を実施できるときは、申請者と協議の上加算額を決定する。

(手数料の減額)

第3条 センターは、適合証明業務の実施において、継続して多量の取引が見込める場合、その他センターが必要と認める場合にあっては、前条に規定する申請手数料をその実費を勘案して減額することができる。

(手数料の収納方法)

第4条 センターは、設計検査、中間及び竣工現場検査の申請を引受けたときは、前条の規定により算定した手数料を、センターが指定する金融機関の口座に振込みにより建築主等から収納する。ただし、緊急の場合その他のセンターが必要と認める場合においてはこの限りでない。

2 前項の振込みに要する費用は、建築主等が負担する。

(手数料の返還方法等)

第5条 センターは、業務規程第22条ただし書きの規定により手数料を建築主等に返還する場合においては、建築主等が指定する金融機関の口座へ振込みにより返還するものとする。

2 前項の振込みに要する費用は、センターが負担する。

3 返還する手数料には、利子は付さないものとする。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年11月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年8月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年9月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月6日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

フラット35等適合証明業務手数料

新築住宅

(1) 一戸建て住宅

単位：円(税込み)

種別		設計検査	中間現場検査	竣工現場検査
フラット35		6,600	13,200	13,200
	優良住宅(フラット35S 耐震性を含むもの)	16,500	24,200	16,500
	優良住宅(フラット35S 耐震性を含まないもの)	8,800	16,500	19,800
	住宅性能評価制度を活用したもの(注1)	—	6,600	6,600
	住宅性能評価制度を活用し一定の基準を満たしたもの(注2)	—	—	4,400
	竣工後物件(フラット35)	33,000		
	竣工後物件(フラット35S)	45,100		
財形住宅融資		6,600	13,200	13,200
	住宅性能評価制度を活用したもの(注1)	—	6,600	6,600
	住宅性能評価制度を活用し一定の基準を満たしたもの(注2)	—	—	4,400
	竣工後物件	33,000		
積立者向け融資(割り増し融資ありを含む)		6,600	13,200	13,200

(注1)設計住宅性能評価を活用した場合

(注2)建設住宅性能評価を活用した場合

(2) 共同住宅

単位：円(税込み)

種別		設計検査	中間現場検査	竣工現場検査			
一般申請	分譲住宅	フラット35	50戸以下	66,000	—	13,200+ 対象戸数×6,600	
			50戸超え100戸以下	132,000	—		
			100戸超え200戸以下	198,000	—		
			200戸超え	264,000	—		
		優良住宅 (フラット35S)	50戸以下	99,000	—	13,200+ 対象戸数×8,800	
			50戸超え100戸以下	198,000	—		
			100戸超え200戸以下	297,000	—		
			200戸超え	396,000	—		
		住宅性能評価制度を活用したもの(注1)		—	—	対象戸数×6,600	
		住宅性能評価制度を活用し一定の基準を満たしたもの(注2)		—	—	対象戸数×4,400	
		財形住宅融資		50戸以下	66,000	—	13,200+ 対象戸数×6,600
				50戸超え100戸以下	132,000	—	
	100戸超え200戸以下			198,000	—		
	200戸超え			264,000	—		
	住宅性能評価制度を活用したもの(注1)		—	—	対象戸数×6,600		
	住宅性能評価制度を活用し一定の基準を満たしたもの(注2)		—	—	対象戸数×4,400		
	積立者向け融資		50戸以下	66,000	—	13,200+ 対象戸数×6,600	
			50戸超え100戸以下	132,000	—		
			100戸超え200戸以下	198,000	—		
			200戸超え	264,000	—		
一括申請	分譲住宅	フラット35登録マンション	50戸以下	66,000	—	92,400	
			50戸超え100戸以下	132,000	—	158,400	
		フラット35登録すまい・るプラス マンション	100戸超え200戸以下	198,000	—	237,600	
			200戸超え	264,000	—	330,000	
		優良住宅 (フラット35S)	50戸以下	99,000	—	110,000	
			50戸超え100戸以下	198,000	—	187,000	
			100戸超え200戸以下	297,000	—	286,000	
			200戸超え	396,000	—	396,000	
	住宅性能評価制度 を活用したもの		50戸以下	—	—	79,200	
			50戸超え100戸以下	—	—	145,200	
			100戸超え200戸以下	—	—	224,400	
			200戸超え	—	—	316,800	
賃貸住宅	省エネ住宅 サービス付き高齢者向け住宅 まちづくり融資	10戸以下	13,200	—	26,400		
		10戸超え20戸以下	19,800	—	39,600		
		20戸超え30戸以下	26,400	—	52,800		
		30戸超え	66,000	—	92,400		

(注1)設計住宅性能評価を活用した場合

(注2)建設住宅性能評価を活用した場合

フラット35等適合証明業務手数料

中古住宅

(1) 一戸建て住宅、連続建て、重ね建て

単位：円（税込み）

種 別		手数料	備 考	
フラット35	木造	44,000	設計図書があり、かつ新築時に公庫の融資を利用した住宅で、現場審査に関する通知書、適格認定通知書、募集パンフレット等において、耐久性タイプの要件に適合していたことが確認できる住宅	
		49,500	公庫の耐久性タイプの要件が確認できる設計図書がある住宅	
		132,000	設計図書のない住宅	
	木造以外	44,000	設計図書のある住宅	
		49,500	設計図書のない住宅	
	優良住宅	木造	49,500	設計図書があり、かつ新築時に公庫の融資を利用した住宅で、現場審査に関する通知書、適格認定通知書、募集パンフレット等において、耐久性タイプの要件に適合していたことが確認できる住宅
			52,800	公庫の耐久性タイプの要件が確認できる設計図書がある住宅
			176,000	設計図書のない住宅
		木造以外	49,500	設計図書のある住宅
			52,800	設計図書のない住宅
住宅性能評価制度を活用したもの	木造	33,000		
	木造以外	33,000		
財形住宅(中古住宅)	木造	44,000	設計図書があり、かつ新築時に公庫の融資を利用した住宅で、現場審査に関する通知書、適格認定通知書、募集パンフレット等において、耐久性タイプの要件に適合していたことが確認できる住宅	
		49,500	公庫の耐久性タイプの要件が確認できる設計図書がある住宅	
		132,000	設計図書のない住宅	
	木造以外	44,000	設計図書のある住宅	
		49,500	設計図書のない住宅	
財形住宅(リ・ユース)		44,000	設計図書のある住宅	
		49,500	設計図書のない住宅	

耐震評価が必要な建物(*1)は、16,500円（税込み）を加算

(2) 共同住宅（1戸当り）

単位：円（税込み）

種 別		手数料	備 考
フラット35		44,000	管理規約の写し及び長期修繕計画の写しの代わりとなる書類(*2)なし
		33,000	管理規約の写し及び長期修繕計画の写しの代わりとなる書類(*2)あり
	優良住宅	49,500	管理規約の写し及び長期修繕計画の写しの代わりとなる書類(*2)なし
		38,500	管理規約の写し及び長期修繕計画の写しの代わりとなる書類(*2)あり
	住宅性能評価制度を活用した住宅	33,000	管理規約の写し及び長期修繕計画の写しの代わりとなる書類(*2)なし
		22,000	管理規約の写し及び長期修繕計画の写しの代わりとなる書類(*2)あり
財形住宅(中古住宅)		44,000	管理規約の写し及び長期修繕計画の写しの代わりとなる書類(*2)なし
財形住宅(リ・ユース)		33,000	管理規約の写し及び長期修繕計画の写しの代わりとなる書類(*2)あり

耐震評価が必要な建物(*1)は、27,500円（税込み）を加算

*1 耐震評価が必要な建物とは、建築確認日が昭和56年5月31日以前の建物とする。

*2 旧公庫マンション情報登録証明書、マンションみらいネット (<http://www.mirainet.org/>) の登録情報（管理規約・修繕計画）の写し又は過去の中古住宅適合証明書（有効期間内のもの）の写しのいずれか

別表3（第2条関係）

フラット35等適合証明業務手数料

リフォーム融資

（1）一戸建て住宅、連続建て、重ね建て

単位：円（税込み）

種 別		手数料	備 考
フラット35	木造	44,000	構造計算に関する審査を必要としない住宅
		60,500	構造計算に関する審査を必要とする住宅
	木造以外	44,000	設計図書のある住宅
		60,500	構造計算に関する審査を必要とする住宅
財形住宅	木造	44,000	構造計算に関する審査を必要としない住宅
		60,500	構造計算に関する審査を必要とする住宅
	木造以外	44,000	設計図書のある住宅
		60,500	構造計算に関する審査を必要とする住宅

別表4（第2条関係）

検査に係る追加手数料

単位：円（税込み）

(い) 地 域	(ろ) 手数料
茨城県 ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、東海村 栃木県 宇都宮市、鹿沼市、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町 群馬県 沼田市、安中市、上野村、下仁田町、南牧村、高山村、東吾妻町、川場村、昭和村	3,300
茨城県 日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、大子町 栃木県 日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、塩谷町、那須町、那珂川町 群馬県 中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、片品村、みなかみ町	5,500
千葉県 銚子市、館山市、木更津市、茂原市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、八街市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、多古町、東庄町、九十九里町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町 茨城県 神栖市 神奈川県 全域	13,200